

平成30年度以降に提出した訓練実施計画届により 人材開発支援助成金を受給した事業主の皆さまへ

生産性要件達成による申請期間にご注意ください！

～平成30年度以降の特定訓練コースなど～

平成30年4月1日以降に特定訓練コースなどの訓練実施計画届を提出し、人材開発支援助成金を受給した事業主の方は、生産性要件を満たす場合の受給額との差額の支給申請ができます。差額を受給する場合も、**別途支給申請が必要**ですので、申請期間にご注意ください。

生産性要件とは

- 訓練開始日※が属する会計年度の前年度の生産性とその3年度後の会計年度の生産性を比べて**6%以上**伸びていること

(※長期教育訓練休暇制度においては、制度導入後最初の者の休暇取得開始日)

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

生産性要件の詳細及び
様式のダウンロードはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます

検索

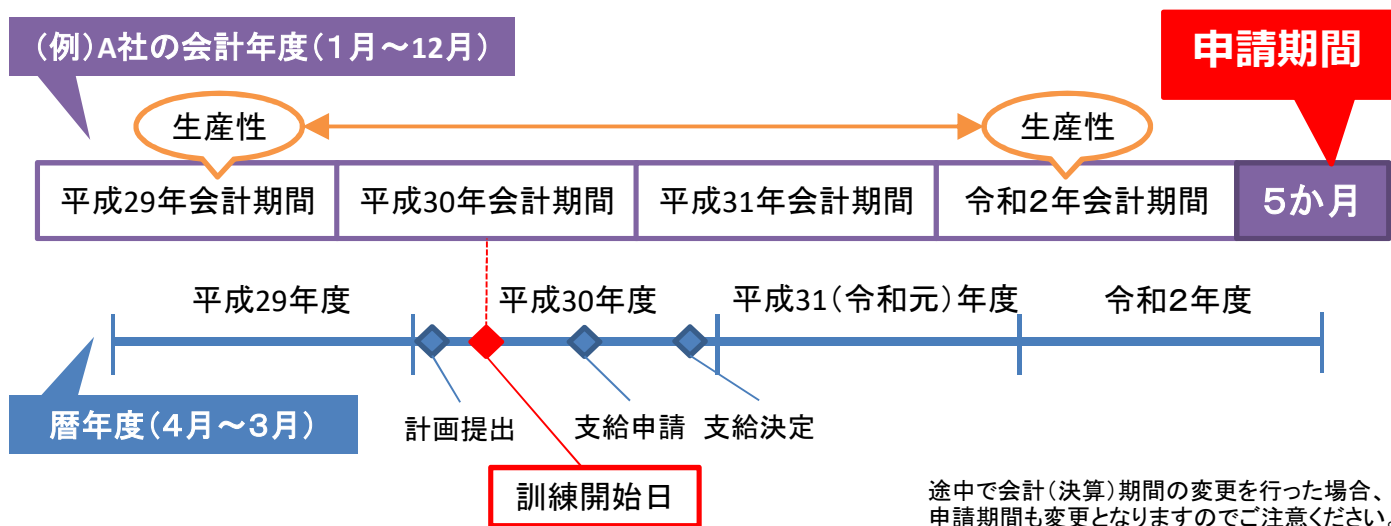
- 訓練開始日※が属する会計年度の前年度の初日から、その3年度後の会計年度の末日までの期間において、事業主都合による解雇者(勧奨退職を含む。)がないこと

生産性要件達成時の申請期間

訓練開始日※が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から起算して5か月以内

(※長期教育訓練休暇制度においては、制度導入後最初の者の休暇取得開始日)

(例)A社の会計年度(1月～12月)



生産性要件達成による差額支給を申請できる事業主

- 平成30年4月1日以降に提出した特定訓練コースの訓練実施計画届により訓練を実施し、人材開発支援助成金を受給した事業主
- 平成31年4月1日以降に提出した一般訓練コースの訓練実施計画届により訓練を実施し、人材開発支援助成金を受給した事業主
- 平成31年4月1日以降に提出した教育訓練休暇付与コース(長期教育訓練休暇制度)の制度導入・適用計画により、人材開発支援助成金を受給した事業主
- 平成31年4月1日以降に提出した特別育成訓練コースの訓練計画届により訓練を実施し、人材開発支援助成金を受給した事業主

生産性要件達成による差額支給額^{※1}

()内は中小企業以外の助成額・助成率

対象コース名	経費助成	賃金助成 (1人1時間当たり)	OJT実施助成 (1人1時間当たり)
特定訓練コース	15%	200円 (100円)	175円 (100円)
一般訓練コース	15%	100円	-
教育訓練休暇付与コース (長期教育訓練休暇制度)	4万円	1,200円 ^{※2}	-
特別育成訓練コース	-	200円 (125円)	200円 (175円)

※1 差額支給の申請をした年度において、各コースの1年度あたりの支給限度額に含めます。

※2 長期教育訓練休暇制度の賃金助成額のみ、1人1日当たりの額

申請に必要な書類

【特定訓練コース・一般訓練コースの場合】

※教育訓練休暇付与コース、特別育成訓練コースの必要書類は各コースのパンフレットなどをご確認ください。

- 「人材開発支援助成金 支給申請書」(訓練様式第5号)
- 「人材開発支援助成金 賃金助成・OJT実施助成の内訳」(訓練様式第6-1号)
- 「人材開発支援助成金 経費助成の内訳」(訓練様式第7-1号)
上記の各様式は、通常分の支給申請時と同じ年度の様式をご使用ください。
- 「人材開発支援助成金 支給決定通知書」(訓練様式第14号)の写し
- 「支給要件確認申立書」(共通要領様式第1号)
- 「生産性要件算定シート」(共通要領様式第2号)
- 生産性算定の根拠となる書類(損益計算書、総勘定元帳など)

↓ 生産性要件算定シートはこちらからダウンロードできます

生産性要件の詳細及び
様式のダウンロードはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます

検索

申請に当たってご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせください。

雇用関係給付金 受付窓口一覧
(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>